三　法第四十二条の二第一項に規定する収益業務の用に供する財産
四　前三号の業務を行うために保有する財産（前三号に掲げる財産を除く。）
五　第一号から第三号までに定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金
六　（略）

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第三条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（理事会の議事録） **第二条の十七**　（略） ２　（略） ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一～四　（略） 五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ～ハ　（略） ニ　法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十八条の二第四項 六～八　（略） ４　（略） （責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法） **第二条の二十三**　法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　役員等（法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額 イ　法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会の決議を行つた場合　当該評議員会の決議の日 ロ　法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合　当該決議のあつた日 ハ　法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の契約を締結した場合　責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日） 二　（略）	（新設） 三　前二号の業務を行うために保有する財産（前二号に掲げる財産を除く。） 四　第一号及び第二号に定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金 五　（略） （理事会の議事録） **第二条の十七**　（略） ２　（略） ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一～四　（略） 五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ～ハ　（略） （新設） 六～八　（略） ４　（略） （責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法） **第二条の二十三**　法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　役員等（法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額 イ　法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会の決議を行つた場合　当該評議員会の決議の日 ロ　法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合　当該決議のあつた日 ハ　法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の契約を締結した場合　責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日） 二　（略）